



11月

町の人口 - population -

令和5年9月末現在(前月比)	
人口	10,332 (-9)
男	4,864 (-13)
女	5,468 (+4)
世帯	5,200 (-2)
	(外国人を含む)

主な電話番号 - telephone -

- 役場総務課 (33) 0333
- 役場企画調整課 (33) 0334
- 役場総務課(防災対策室) (33) 0335
- 役場産業振興課 (33) 0336
- 役場基盤整備課 (33) 0357
- 役場税務住民課 (33) 0337
- 役場環境衛生課 (33) 0338
- 役場福祉課 (33) 0339
- 役場みらい健康課 (33) 0355
- 役場出納室 (33) 0340
- 教育委員会 (33) 0341
- 議会事務局 (33) 0342
- 役場環境衛生課(水道) (33) 0343
- 地域包括支援センター (33) 0175
- 相野谷診療所 (34) 0011
- 町立図書館 (32) 4646
- まなびの郷 (32) 0241
- 神内福祉センター (32) 2023
- 鶴殿福祉センター (32) 0957
- 子育て支援センター (32) 4688
- 防災行政無線(フリーダイヤル) 0120-334-119

おかけ間違いのないように!



矢洲中学校体育祭のラストを飾る全校ダンスのクライマックスのシーンです。宙に舞うハチマキと生徒たちの清々しい笑顔が心に残る素敵な体育祭でした。

まどぐち国民年金

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、受け取ったら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方には10月下旬ごろから、10月3日から12月31日までの間に納付された方には令和6年2月上旬ごろから順次発送されます。

また、e-Taxで利用できる電子版の交付も行う

ています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。

※電子送付を希望すると控除証明書は郵送されません。



電子送付の登録方法

詳しくは、尾鷲年金事務所(☎057-22-2340)、または田辺年金事務所新宮分室(☎22-844-1)までお問い合わせください。11月の尾鷲年金事務所に

二十歳を祝う会のご案内

令和6年二十歳を祝う会を次のとおり開催します。該当される対象者の皆さんには、11月中旬に教育委員会から案内状を送付いたしますので、ご確認ください。

◆令和6年二十歳を祝う会

【日時】 令和6年1月2日(火) 午前10時30分開会

【場所】 まなびの郷

【対象者】 平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方

今月(11月)の「紀の宝みなと市」

【日時】 11月11日(土) 午前9時から11時

【場所】 鶴殿港

詳しくは、役場産業振興課(☎33-0336)までお問い合わせください。

三重県による地方税の滞納整理について

県では、11月と12月を「差押強化月間」と位置づけ、地方税の滞納整理に取り組みます。税収の確保および公平性

三重県による地方税の滞納整理について

雇用保険は、失業や雇用継続が困難な場合、労働者の生活や雇用の安定を図り、再就職を促進するため必要な給付等を行います。

事業主が故意または重大な過失により労災保険の成立手続きを行わない期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、さかのぼって保険料などを徴収するほか、保険給付額の40%または100%を事業主から徴収します。

詳しくは、三重労働局労働保険徴収室(☎059-226-2100)までお問い合わせください。

「女性の権利ホットライン」強化週間

法務省の人権擁護期間では夫やパートナーから暴力、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用の電話相談窓口を設置しています。

強化週間にともない、平日の電話相談受付時間を延

マイナンバーカード 休日特設窓口

町では、仕事などで平日に来庁が困難な方のために、当面の間、マイナンバーカードの休日窓口や延長窓口、移動支所での出張窓口を左記のとおり開設し、申請受付や交付などを行っています。

お手続きには時間がかかるため、時間に余裕を持ってお越しください。

◆休日窓口

【日時】 毎月第2日曜日 午前8時30分～正午

【場所】 役場税務住民課窓口

◆延長窓口

【日時】 毎週火曜日 午後5時15分～7時

11月は「労働保険未手続事業一掃強化週間」

労働保険(「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」の総称)は政府が管理し、運営する強制保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主または労働者の意思の有無に関わらず成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険は、業務上の事由、2以上の事業の業務を要因とする事由または通勤が原因で負傷や病気、死亡された場合に必要給付等を行います。

「無料法律相談」開催

【日時】 ①11月16日(木) ②12月7日(木)

午後1時30分から3時30分までの間で、1人30分以内

【会場】 役場1階相談室

【定員】 4名ずつ(先着順)

【予約方法】 ①11月8日(水)、②11月29日(水)までに、役場総務課まで電話予約

詳しくは、役場総務課(☎33-0333)までお問い合わせください。

整形外科・内科・胃腸科・肛門科

紀宝町内送迎します(浅里地区除く)

医学博士 富室 徹哉

とみむろクリニック ☎0735-28-1030

訪問リハビリ・通所リハビリ

理学療法士による個別リハビリ訓練を行います

理学療法士 松實 祐太郎・鎌田 啓司・山田 和輝

とみむろクリニック ☎0735-28-1030

放課後児童クラブ「きほっこ」の利用児童募集

町は、福祉センター(鶴殿)で放課後児童クラブを開設しています。

保護者が労働などにより屋間家庭にいない小学生を対象に、クラブの利用募集